

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい。

その他従業員関係の支援

震災の影響にともなう従業員の雇用の維持及び解雇や労災の取扱い、労働条件の変更等で必要となる対応や支援策について説明します。

1. 従業員の解雇

工場の倒壊などで事業を継続できなくなった場合、従業員の解雇など雇用問題への対応は以下のとおりです。

（1）原則

会社が従業員を解雇するにはさまざまな制約があり、本来少なくとも 30 日前の解雇予告または平均賃金 30 日分の予告手当の支払いをしなければなりません（労働基準法 20 条）。

（2）震災における取扱

震災などで事業継続が不可能となった場合、解雇予告や予告手当の支払いがなくても従業員を即時に解雇することが認められています（労働基準法 20 条 1 項但書）。今般の地震でも即時解雇が認められる場合があるでしょう。

（問い合わせ先）

都道府県労働局や労働基準監督署の「緊急相談窓口」が、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する個別の相談にお応えします。

【出典】厚生労働省『平成 28 年熊本地震に伴う労働基準法等に関する Q & A』
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000122731.pdf>

厚生労働省『震災に伴う解雇について』
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017fj4.html#3-1>

2. 雇用保険失業給付の特例措置

（1）原則

失業給付は、離職（失職）した方が新たな職を見つけるまでの失業中の生活安定のために、賃金の一部を一定期間支給する制度です。本来、①離職（失職）したときし

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい。

か給付されず、また、②いったん離職したものの一定期間後に再雇用が決まっている場合にも給付されません。

なお、失業給付の支給をうけるには、雇用保険に6ヶ月以上加入しているなどの要件を満たしていることが必要です。

（2）熊本地震における特例

熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合休業した方や一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含まれます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

■ハローワークに来所できない場合、失業認定日の変更■

地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

■他のハローワークでも失業認定の手続が可能■

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

■災害時における雇用保険の特例■

- ① 熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない場合は、実際に離職していなくとも、失業給付を受給できます。
- ② 熊本県内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したため一時的に離職した方は、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業給付を受給できます。

○ 給付制限を受けている方（退職理由が自己都合の方など）は、給付制限の短縮（3ヶ月→1ヶ月）により、給付開始時期が早まります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

【出典】厚生労働省『熊本県熊本地方の地震等に伴う雇用保険失業給付の特例措置について』

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000122802.pdf>

3. 休業中の従業員への補償－休業手当

解雇するにはいたらないものの震災による直接・間接の影響で休業を余儀なくされた場合（勤務時間を短縮する一部休業の場合も含む）の休業手当について説明します。

（1）原則

休業手当は、会社が休業した場合に会社が従業員に支払う手当てで、平均賃金の60%以上の支払が義務づけられていますが、「会社に責任のない事由による休業」の場合は支払う必要はありません（労働基準法26条）。

（ケース）

- 直接被災による休業 — 地震または津波により事業所の施設・設備が直接被災して休業を余儀なくされた場合は、「会社に責任のない事由による休業」にあたりますので休業手当を支払う必要はありません。
- 間接的な被害による休業 — 地震または津波により部品等製品材料の供給が止まったため操業できなくなったような場合でも「会社に責任のない事由による休業」に該当すれば休業手当を支払う必要はありません。但し、該当するかどうかは個別の事情、例えば代替品確保など休業を回避するため最善の努力をしたかどうかなどをもとに総合的に判断することになります。
- 震災により従業員の勤務時間を短縮 — 例えば計画停電の時間帯を休業とする場合などのように勤務時間を短縮する場合、短縮時間分が一部休業となりますが、「会社に責任のない事由」によるかどうかによって休業手当の支払いが必要かどうか異なります。

（雇用調整助成金）

被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業手当を支払うときには、雇用調整助成金を受けることができます（中小企業の場合、原則として手当の8割を助成）。災害救助法適用地域（東京都を除く）に所在する事業所等に対しては、受給しやすいよう要件の緩和をしています。

詳細は、雇用維持のための支援「助成金－雇用調整助成金」をご覧ください。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい。

（2）問い合わせ先

個別の相談や詳細は都道府県労働局や労働基準監督署にお問い合わせください。

【出典】厚生労働省『平成28年熊本地震に伴う労働基準法等に関するQ&A』
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000122731.pdf>

厚生労働省『地震に伴う休業に関する取扱いについて』
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017f9e.html#1-1>

4. 未払い賃金立て替え払い

（1）原則

1年以上事業活動を行っていた会社が、賃金や退職金が支払われないまま倒産した場合に、従業員に対して国がその一部を立て替え払いする制度です。退職日の6ヶ月前以降の未払い賃金・退職金を立て替え払いの対象になり、未払い賃金総額の8割が支払われます（退職時の年齢に応じて上限があります）。

従業員本人が死亡していた場合、遺族が請求することも出来ます。

会社が倒産した場合とは、法律上の倒産（破産、特別清算、会社整理、民事再生、会社更生）以外にも事実上の倒産が含まれます。事実上の倒産とは、中小企業について事業活動が停止し、再開の見込みがなく、賃金支払能力がない場合をいいます。津波で震災にともなう原発事故により住民の避難及び屋内待避の指示が行われた区域に本社機能を有する事業場が所在している中小企業も本制度の対象となります。

（2）問い合わせ先

個別のご相談や詳細は都道府県労働局や労働基準監督署にお問い合わせください。

【出典】厚生労働省『未払賃金立替払制度の概要』
<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyouku/tatekae/index.htm>

独立行政法人労働者健康福祉機構『未払賃金立替払事業』
<http://www.rofuku.go.jp/kinrosyashien/miharai.html>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい。

5. 労災保険

（1）原則

労災保険は、労働者災害補償保険法に基づき工作中または通勤途中に傷病を負った労働者、死亡した労働者に保険給付（療養補償、休業補償、遺族補償など）を支給するものです。

（2）震災における対応

工作中に、地震により建物が倒壊したなど業務が原因で被災した場合は、労災補償の対象となります（業務災害）。また通勤途上で被災した場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります（通勤災害）。

具体的にどのような場合に業務災害、通勤災害に認定されるかについて、厚生労働省のホームページで下記のQ&Aで具体的に説明しています。また、労災保険の請求手続についても弾力的な運用をするとされており、こちらもQ&Aで具体的に説明していますので、ご参照下さい。

（3）問い合わせ先

個別のご相談や詳細は都道府県労働局や労働基準監督署にお問い合わせください。

【出典】厚生労働省『平成28年熊本地震に伴う労働基準法等に関するQ&A』
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000122731.pdf>